

猟銃等講習会（初心者講習）のお知らせ

令和6年12月20日

静岡県公安委員会

1 講習会受講対象者

初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

2 講習会開催日時、場所及び受付期間

開催日時	開催場所	受付期間
令和7年2月11日（火） 午前10時から午後5時まで	静岡県庁別館2階 第1会議室A・B	令和6年12月20日（金）から 令和7年1月31日（金）まで

定員数：40人

3 講習内容

次の事項について講習を行い、講習終了後に修了考査を実施して、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講手数料

受講申込書を警察署へ提出する際、受講手数料6,900円を静岡県収入証紙により納付すること。

5 申込方法

受講者は、最寄りの警察署に備え付けてある受講申込書1通に所要事項を記入し、写真（申請前6か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽及び無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1枚を貼り付け、住所地を管轄する警察署に受付期間内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に申し込むこと。（※ 受講申込書は、静岡県警察のホームページからダウンロードできます。）

6 受講時に持参する物

- 筆記用具（鉛筆・消しゴム）
- 申込み時に受領した猟銃等取扱読本

7 その他

- 猟銃又は空気銃の所持許可申請には、本講習の講習修了証明書を必要とする。
- 講習会場には駐車場がないため、公共の交通機関を利用すること。
- 開催日の午前9時40分から受付を行うので、受講者は、静岡県庁別館1階ロビーに集合すること。
なお、閉庁日の開催であるため、庁舎南東側の出入口から入庁し、警備員へ要件を伝えること。